

○湖南省健康こなん 21 計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 健康増進法(平成 14 年法律 103 号)第8条第2項に基づく健康増進計画及び食育基本法(平成 17 年法律第 63 号)第 18 条第1項に基づく食育推進計画で構成する健康こなん 21 計画(以下「計画」という。)を策定するため、湖南省健康こなん 21 計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事 その他計画の推進に必要な事項について、調査及び検討する。

(組織)

第3条 委員会は、20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者(医師、歯科医師及び薬剤師)
- (3) 保健福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 労働関係者
- (6) 湖南省地域代表者会議の代表者
- (7) 公募による市民
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事務について、特定又は専門の事項について調査、検討等を行うため、部会を置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会において他の委員から開示され、又は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康推進・予防に関する事務を所管する課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月20日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

○湖南省自殺対策計画策定委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、湖南省付属機関設置条例(平成25年湖南省条例第8号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、湖南省自殺対策計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織運営その他必要な事項について定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、条例第2条第2項に規定する委員会の担任する事務について調査及び検討し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者(医師、歯科医師及び薬剤師)
- (3) 保健福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 労働関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見又は説明を聞くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、自殺対策計画の策定及び推進に関する事務を所管する課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行の日以後又は委員の任期の満了後の最初の委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

○湖南省健康こなん 21 計画・自殺対策計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 健康増進法(平成 14 年法律 103 号)第8条第2項及び食育基本法(平成 17 年法律第 63 号)第 18 条第1項の規定に基づく「健康こなん 21 計画」並びに自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)第 13 条第2項の規定に基づく「湖南省自殺対策計画」(以下これらを「計画」という。)を推進し、生涯を通じて人が輝ける健康なまち及び“生命輝く”誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指すため、湖南省健康こなん 21 計画・自殺対策計画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討し、市長に意見を述べる。

- (1) 計画の進捗状況に関する事。
- (2) 計画の推進に関する事。
- (3) 計画の評価に関する事。
- (4) その他計画の推進に関し市長が必要と認めた事。

(組織)

第3条 推進会議は、18 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 保健福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 労働関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見又は説明を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、推進会議において他の委員から開示され、又は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、計画に関する事務を所管する課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開催される推進会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。